

「無原罪の宿り」 図像の形成

福田淑子

はじめに

「無原罪の宿り」(Immaculata Conceptio)とは、マリアが原罪なしに母の胎に宿つたという誕生以前のマリアの聖性についての教理である。⁽¹⁾「受胎告知」に伝えられる、マリアがキリストを処女のまま身^ごもつたとする「処女懷胎」とは異なる。

民間信仰において、人々は素朴に「マリアは罪をもたなかつた」と信じていた。⁽²⁾しかし、西方教会では一世紀以降、マリア崇敬の広がりとともに、アウグスティヌス(三五四一四三〇)の原罪理解を受けた神学者や聖職者の間

で、神の母であるマリアが原罪をもつたか否かが問われていった。「アダムの子孫である者は全て欲情を伴う生殖行為において生まれてくるため、例外なく原罪をもつ」と全ての人間の罪深さを強調したアウグスティヌスであつたが、「罪について論じられる時、マリアについてはいかなる問題も立てたくない」⁽⁴⁾とマリアの罪についての明言を避けた。その事実こそが、その後の教理史の発展に大きく影響を与えていくものとなつた。

「無原罪の宿り」は、その解釈をめぐつて擁護派と否定派が様々な見解を示し、長きに亘り議論が展開された。直接の発端は、東方より伝えられたマリア受胎の祭日を祝

うべきか否かの問題であった⁽⁶⁾。しかし、一三世紀にアンセルムス（一〇三三—一一〇九）の原罪理解が紹介され、アウグスティヌスの理解が否定されると、論点はマリアの聖化（Sanctificatio）⁽⁸⁾の時期に移された。スコラ全盛期、多くの神学者は「キリストは全人類の贖い主である」という普遍的理由から、たとえ神の母であれ、人間であるマリアは原罪をもつたと考えた。その代表が、トマス・アクイナス（一二三一四—二五七四）である。

もし至福なる処女の靈魂が決して原罪の汚れにとりつかれることはなかつたのであれば、このことは「万物の全般的な救い主」としてのキリストの尊嚴を毀損する」とになつたであろう。⁽⁹⁾

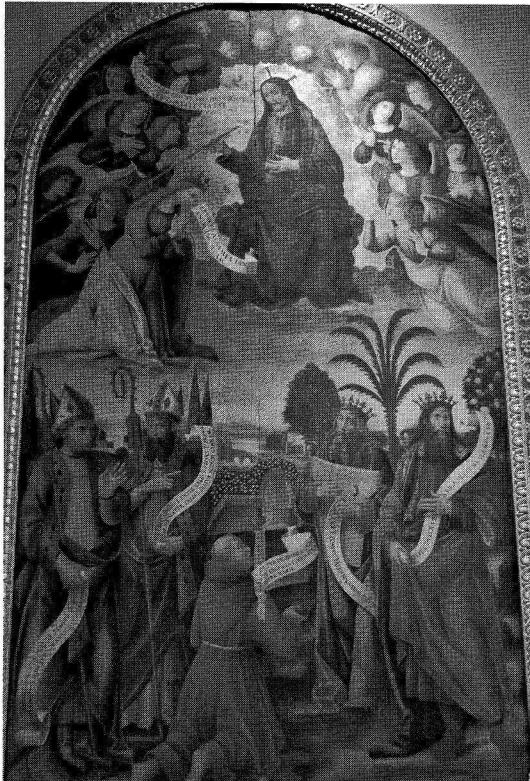
護し、教理史は大きな転換点を迎えるかのように思われた。しかし、ドメニコ会とフランチエスコ会は妥協点を見出すことなく、両修道会の論争は一六世紀半ばのトリエント公會議において「原罪についての教令」が出されるまで継続した⁽¹⁰⁾。論争は特に一五世紀後半以降激化したが、そのきっかけとなつたのは、強力に「無原罪の宿り」を擁護するフランチエスコ会出身のシクストゥス四世（在位、一四七一—一四八四）の教皇登位であつた⁽¹¹⁾。

論争と並行して、両修道会の典礼書にはテキストとともに図像が描かれるようになる。「無原罪の宿り」は定まったイメージを持たなかつたため、「イザヤ書」や『黄金伝説（Legenda Aurea）』に依拠する様々な主題を援用して表現されていた。また、「ヤコブ原福音書」を典拠として、「ヨアキムとアンナの金門の出会い」や「マリアの誕生」など、複数の題材の組み合わせによりナラティヴに視覚化された。それは論争の種となることを避けたというよりも、教理に見合つた図像の確立が困難を極めたためである。

例えば、ドメニコ会はマリアの無原罪を否定すべく、マリア受胎の祭日の典礼書にマリアを懷胎する母アンナの身体を強調した図像を用いるなど、図像には修道会の解釈が

大きく反映されていた。このように「無原罪の宿り」には、教理をめぐる両修道会の神学論争というコンテキストのもと、図像が神学と補完関係を保ちながら教理の発展に寄与していく歴史がある。

ところが一五世紀後半に、旧約や外典の説話によつて間接的にではなく、「無原罪の宿り」の主題そのものを直接



【図①】 ヴィンチェンツォ・フレディアーニ、《無原罪の宿り》、1502年、グイニージ美術館、ルッカ

に注目し、当時の状況を可能な限り再現しながら、二人が描かれた意味を通して「無原罪の宿り」図像がどのように形成され、機能したのかを明らかにしていきたい。

に図解した図像（以下、「無原罪の宿り」図像）が制作され始める。それは、どのような意図によるものなのか。これまで筆者は、図像と神学の関係から「無原罪の宿り」を視覚化することの意味について論じたが¹²、本稿では「無原罪の宿り」図像の最初期に制作されたヴィンセンツォ・フレディアーニ（Vincenzo di Antonio Freddiani, ?—一五〇五）作『無原罪の宿り』【図①】（以下、本作）を取り上げ、契約書との照合から実証的な分析による図像解釈を試みる。特に作品内のアウグスティヌスとアンセルムスの存在に注目し、当時の状況を可能な限り再現しながら、二人が描かれた意味を通して「無原罪の宿り」図像がどのように形成され、機能したのかを明らかにしていきたい。

一 フレディアーニによる「無原罪の宿り」図像

「無原罪の宿り」をめぐる図像について詳細に検討しモティーフの分類を行つたのは、レビ・ダンコーナである。¹³⁾ その図像分類に従えば、本稿でとりあげる図像は「教理を議論する教父と教会博士」（以下、「議論」）のカテゴリーに属する。

「議論」には神とマリア、もしくはマリアの単独像とともに、教父や教会博士、都市の守護聖人などが描かれる。人物群は多様な組み合わせからなるが、多くの場合アウグステイヌスが含まれる。「議論」は一六世紀前半に集中して描かれており、その多くはフランチエスコ会とアウグステイノ隠修士会の祭壇画として制作された。作品は北部、中部イタリアに偏在しており、本作はその最初期に制作されたものである。¹⁴⁾

契約書によれば、本作は一五〇二年、ルッカのサン・フランチエスコ聖堂内に「無原罪の宿り」の名のもとに建立される小聖堂の祭壇画として、同聖堂修道院長および当時の説教活動でルッカを訪れていたフランチエスコ会原始会則派の説教師によりフレディアーニに注文された。¹⁵⁾ 書面には

描くべき人物、人物に付す巻物の銘文、背景のモティーフ、使用すべき材料などが詳細に指定されている。

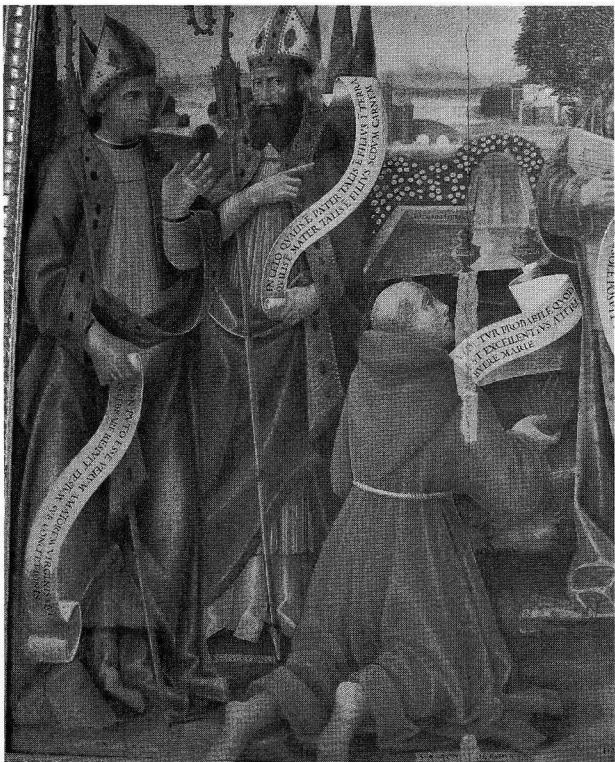
構図上部は、キリストが跪くマリアに笏で触れる場面である。これは、「エステル書」四章一一節に由来する図像であり¹⁶⁾、アルタクセルクセス王と王妃エステルがキリストとマリアを予表すると解釈に基づくものである。王に金の笏を差し伸べられた者だけが死を免れるという「エステル書」の当該部分は、王により特別に罪を赦され、死の罰を免除された王妃エステルが神の母として選ばれ、原罪を免れる特権を与えられたマリアと重ねられている。¹⁷⁾ 死は原罪の結果としての罰であり、死を免れるとは原罪を免れると理解されたからである。

また、イスラエルの民を救うために法を破つて王の前に進み出た王妃エステルは、自らの犠牲を顧みず適切な助言を与えた賢明な女性として捉えられ、人類の救い主となるキリストの母になることを受け入れたマリアの予型と解釈された。このように本作において「無原罪の宿り」は、「エステル書」の予型論的解釈によって視覚化された。

構図下部に描かれる人物は向かつて左からアンセルムス、アウグステイヌス、フランチエスコ会士、ダヴィデ、ソロ

ノ・デ・ブステイ (v. 一五一五) の著作『マリアーレ (Mariale)』所収の「ミラノの奇跡」に示唆を得たものであり、中央のフランチエスコ会士以外の人物のもつ巻物の銘文も同著作から引用されている。⁽¹⁹⁾

二 アウグスティヌスとアンセルムスの存在

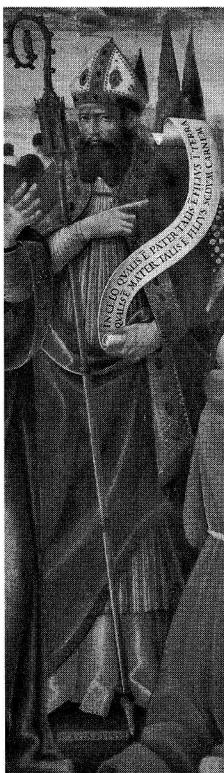


【図②】図像下部分（左から）
アンセルムス、アウグスティヌス、スコトウス（パドヴァのアントニウス）

モンである。先行研究によれば、人物が自らの意見を記した巻物や板を掲げて議論する構図は一四八〇年、シクストゥス四世が公認したミサの作者であるベルナルディー

今回本稿で取り上げるのは、構図下部を構成する人物の一部であるアンセルムスとアウグスティヌス、フランチエスコ会士である【図②】。アンセルムスのもつ巻物の「祭日を祝うことを拒む者は、真にマリアを愛する者であると私は思わない」という趣旨の銘文は、エードメルス（一〇六〇頃—一二一八）の論文『聖母マリアの懐胎について (De conceptione sanctae marie)』⁽²⁰⁾からブステイの著作に引用されたものである【図③】。この論文は廃止されていた「無原罪の宿り」⁽²¹⁾の祭日を再開する目的で執筆されたものであり、当時はアンセルムスの著作

として流布していた。²⁴引用された内容からは、アンセルムスが「無原罪の宿り」の祭日を容認していたように思われる。しかし、アンセルムスは「無原罪の宿り」の祭日に關して言及をしておらず、後述するスコトゥスの論考²⁵に引用されているように、むしろマリアの無原罪性をはつきり



【図④】部分 アウグスティヌス

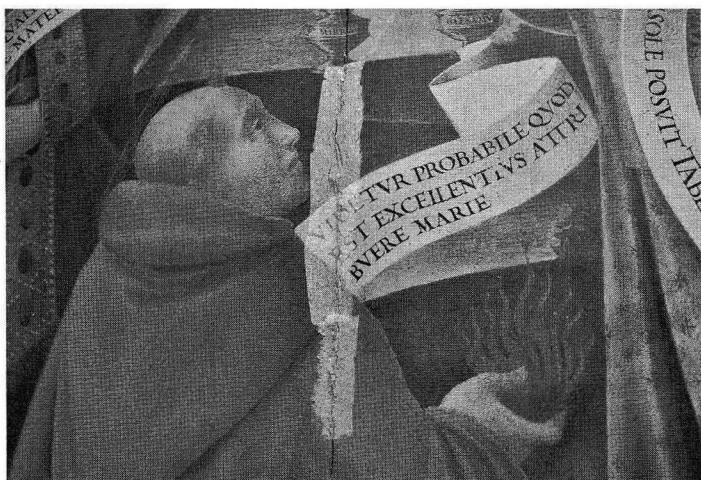


【図③】部分 アンセルムス

と否定している。従つて、アンセルムスを「無原罪の宿り」の祭日を容認する者として、また「無原罪の宿り」を擁護する者として位置づけることは、本来は正しくないのである。

アウグスティヌスのもつ巻物には、「天にはこの父がおられて子が存在しておられる。地にはこの母がおられて肉に基づいて子が存在しておられる」と記される。²⁶【図④】。アウグスティヌスの存在が、多くの「議論」図像に認められることは先に述べた。確かに、アウグスティヌスは原罪の問題や「無原罪の宿り」の論争の発端ではあつたが、アンセルムスと同様に「無原罪の宿り」を明確に擁護する姿勢は見せていない。それにもかかわらず、敢えてこの二人を作品に描くべき人物とした注文主の意図は何であつたのか。筆者は、中央に跪く人物こそ、二人がおかれたコンテクストを繙く上で鍵となるモティーフであると考える。

本作の下部中央には、僧服を身に着け、広げた右手に炎を掲げたフランチエスコ会士が跪い



【図⑤】部分 スコトゥス（パドヴァの聖アントニウス）



【図⑥】部分

た姿で描かれる【図⑤】。人物の下にラテン語で記された名前は、パドヴァの聖アントニウス（一九五一一一一一）であり【図⑥】、炎はこの聖人のアトリビュートである。

スコトゥスは、マリアの「無原罪の宿り」についての神学的、哲学的理解を『オルディナチオ（*Ordinatio*）』第三卷第三区分第一問「至福なる処女は原罪のうちに懷胎したのか」（*Utrum Beata Virgo fuerit concepta in peccato originali*）において集中的に論じ、「無原罪の宿り」をめぐる神

しかし、中央に描くべき人物として契約書が指示しているのはスコトゥスであるため、あくまでも注文主の趣意に沿い、中央に跪く人物をスコトゥスと解釈した上で論を進める。本稿が試みる図像解釈は、作品内にラテン語で記された銘文と二〇世紀後半の古文書調査により発見された契約書の存在により可能となる。そこから主題や人物の同定のみならず、本作が神学論争の最中に制作された事実が明らかとなる。

学的議論に解決の糸口を与えた人物である。

考察にあたり、手がかりとなるのは巻物の銘文である。「マリアに、より卓越したものを持する方がふさわしいと思われる」とは、スコトウスが論考の基本とした考え方であり、「オルディナチオ」から引用されたことばである。

可能なものであると示されたことは、なされうこと

であり、神の御存じであったことである。もしも、教会や聖書の権威に矛盾しないならば、マリアに、より卓越したものを帰することがふさわしいと思われる。⁽²⁹⁾

更に、人物の身ぶりにも注目しなければならない。スコトウスについては跪き、巻物を両手に持つ身ぶり以外契約書は何も指示していない。実際、作品に描かれたスコトウスは、アンセルムスとアウグスティヌスを背にするように旧約の二人物に体とまなざしを向け、体の前で両手を広げて跪いている。この身ぶりは、アンセルムスとアウグスティヌスの意見を採用し「無原罪の宿り」の可能性を導いたスコトウスが、旧約の二人物に対して説得を試みている

ように見える。それはアンセルムスとアウグスティヌスのまなざしや、旧約の人物を指差す動きからも判断できよう。

中世の身ぶりの概念では、地面に跪くとは下位性を示すものであり、謙遜の身体的なしるしである。上半身を向ける手を体の前で開くのはとりなしの姿勢であり、説得力の高い、話す時に相応しい身ぶりと考えられていた。⁽³⁰⁾

三 図像の神学的解釈試論

本作解釈において特に指摘したいのは、『オルディナチオ』の冒頭、異論と反対異論双方にアウグスティヌスとアンセルムスの意見が引用された事実である。ここから、二人が描かれた意味にスコトウスの立論との関連が推察される。

スコトウスは、異論、「至福なる処女は原罪のうちに懷胎されたと思われる」に対する解答の一部に二人の意見をおいている。⁽³¹⁾

——さらに、アウグスティヌスは、『ペトルスに対する信仰論』第二三章⁽³²⁾で、「男と女の交わりによつて懷胎

されたすべての人間が、原罪とともに生まれたということを、あなたがたは堅固に保持し、決して疑つてはならない。なお、この言葉は、『命題集』第二卷第三〇区分の「しかし、原罪とは」で始まる章「第七章」における。然るに、至福なる処女は云々。

「原罪の内に懷胎したと考えられる。」

—同じく、アウグスティヌスは、ヨハネの「見よ、神の小羊」「ヨハ一・二・九³³」について、「[他の人間と]同じようなしかたで「この世に」やつてこなかつた、「イエス」だけが罪無くある」「(と述べている)。すなわち、(キリストだけが)共通の生殖の仕方に基づいて「生まれなかつたのであり」、「マリアは共通の生殖の仕方に基づいて生まれたので、原罪の内に懷胎したと考えられる。」

—同じく、アンセルムスも、「なぜ神は人となられたか」第二卷第一六章で「同じように述べている」。³⁴「彼女もアダムのうちに罪を犯したのですから、彼女は原罪をもつて生まれてきたのです」

統いて、反対異論「これに対し、至福なる処女は原罪の内に懷胎しなかつたと考えられる」には、アウグスティヌスとアンセルムスの意見が引用される。³⁵

—アウグスティヌスは、『自然本性と恩寵』の中ごろで、「罪について論じられるとき、マリアについてはいかなる問題も立てたくない」と述べており、それは、『命題集』の第二章「第三卷第三区分第二章」に記されている。

—そして、アンセルムスは、『処女懷胎と原罪について』の第一八章で、「神の下にあって、それ以上大いなる純粹性が知性認識されえない純粹性によって処女が輝くことはふさわしいことである」と述べている。然るに、神の下で純粹に罪無くあることは、キリストにおいてあつたような仕方で理解されうる。それゆえ、云々。「至福なる処女は原罪の内に懷胎しなかつたと考えられる。」

引用されたアンセルムスのことばはマリアを被造物のう

ちで最も純潔な者として賛美しているが、それはキリストの下で贖われる者のうちで一番純潔であるという意味で解釈される。⁽³⁸⁾スコトウスは反対異論に当該箇所を引用し、「キリストにおいてあつたような仕方で理解されうる」と自らの立場から語っている。反対異論にこの二人の意見を置いたスコトウスは、何を意図していたのだろうか。

続く本文以降でスコトウスは、トマスらが「無原罪の宿り」を否定する根拠とした「キリストは全人類の贖い主である」ことを論拠として、マリアの「無原罪の宿り」の可能性を導く。詳述はしないが、重要な点のみ指摘しておきたい。

第一に、マリアは他の人間と同じ方法により懷胎されたことが表明される。そのためスコトウスは、既に過去のものとなっていた生殖行為に伴う欲情を根拠としたアウグステイヌスの原罪理解をえて取り上げ、アンセルムスの見解から論駁を加える。アンセルムスの原罪理解とは、アダムが罪を犯さなければ本来、全ての人間が持っていたはずである正義が失われるというものであり、生殖行為に伴う欲情が罪であると考へるものではない。⁽³⁹⁾従つて、アンセルムスの原罪理解を採用することで、マリアは他の人間と

同じ方法により懷胎されても、それが直接原罪に結びつくものではないと説明される。

第二に、無原罪で懷胎されるマリアもキリストにより救われることが説明される。その方法としてスコトウスは、マリアの魂が罪をもたないよう先回りし、あらかじめ罪から保護し、原罪を未然に防ぐキリストの仲介者としての特別なはたらきを挙げる。

「悪からあらかじめ守ること」の方が、「悪へと落ち込むことを容認し、そして、そのあとで悪から解放すること」よりも、さらに卓越した行為である。⁽⁴⁰⁾

この特別なはたらきが、後にマリアの特典及び特権(*privilegium*)と呼ばれるものである。⁽⁴¹⁾「無原罪の宿り」がキリストのはたらきによりなされるとは、すなわち、無原罪のマリアも他の人類と同様キリストにより原罪から救われたことを意味する。

更に、特別なはたらきは、キリストの贖いを通して果たされることが説明される。その手掛かりは、アンセルムスがキリストの贖罪について論じた『神はなぜ人間となられ

たか (Cur deus homo)』一六章の中に見出される。スコトウスはアンセルムスの論述の中に、キリストが贖罪を果たした時、救われるべきでありながら居合わせていない人々も赦され得るとの解釈を読み取る。その解釈により時空間的な問題は解決され、三位一体であるキリストにそのはたらきは可能であり、それこそがマリアに帰すべき最も相応しい贖いの方法であると論じられる。

それゆえ、キリストは、アダムの子らによつて引き起こされるべき罪のために三位一体を最も完全に宥めるのではないか。もし、三位一体が誰かによつて侮辱されることはない。もし、三位一体が誰かによつて侮辱されることのないよう先回りするのでなければ、また、あるアダムの子らの魂がそのような罪をもたないよう⁽⁴³⁾にするのでなければ。

キリストのこの恩寵は、——これなしには幼児も成人も救われ得ない——功績に基づいて支払われるのではなく、「値なし」に与えられる。このゆえに「恩寵」⁽⁴⁵⁾とよばれる。

生殖行為により懷胎されたが、キリストの特別なはたらきと贖いにより原罪をもたなかつたとの筋書がなりたつ。

第三に、キリストの特別なはたらきの可能性が、原罪と恩寵の関係から説明される。原罪は神による恩寵によつてのみ清められる。⁽⁴⁶⁾そのため、當時、原罪はかならず恩寵に先立つものと考えられ、それが「無原罪の宿り」を証明しようとした哲學者を苦しめ、考察を困難なものとし、否定される理由の一つとされていた。従つて、あらかじめマリアを罪から保護するはたらきを説明するために、スコトウスには恩寵が原罪に先立つ可能性を論じる必要があつた。その際スコトウスは、恩寵とは無償なるものとしたアウグスティヌスの見解を採用する。

翻つて、スコトウスは、むしろキリストの特別なはたらきがなかつたならば他の人類と同じ方法により懷胎されるマリアは必然的に原罪の汚れを被り、それは同時に罪を負つた母から神が生まれ、三位一体を侮辱することになると主張する。以上の考察から、マリアは他の人間と同様に

これに対しアンセルムスは、マリアは信仰を通してキリストの懷胎以前に清められたと述べている。⁽⁴⁶⁾すなわち、恩

寵は信仰によつてのみ与えられると考えていたと理解できる。そもそも「無原罪の宿り」の問題が必然的となつたのは、原罪とその伝達についてのアウグステイヌスの見解が理由であつた。そしてその問い合わせ最終的な解決に導いたのも、あらゆる点でマリアに罪を克服する恵みの充満を帰していったアウグステイヌスであった。⁽⁴⁷⁾しかし、原罪理解をえたアンセルムスなくしてスコトウスの論考は成立し得なかつたのであり、その影響は極めて大きいものである。

スコトウスは考えうる全ての概念を、あいまいさを含まないよう徹底的に検討して論理的に説明し、それまで限定的な前提で考えていたためにアポリアに陥っていた問題を、見方をかえることで解決する。自ら否定すべき見解をも決して捨象することなく、緻密にことばを使い分け、再解釈することで自らの見解を補強するものへと転換させる立論の方法をとつてゐる。当時、フランチエスコ会では依然としてアウグステイヌスの原罪理解を強く支持する者もあり、アンセルムスの概念との調停がいそがれていた。スコトウスの立論は、まさにその事情をも反映したものであらう。

スコトウスは一人の見解の中に有効性を見出し、自らの

見解に適合するものは採り、一方で適合しないものは否定しながら双方の理論を適合させることにより理論を組み立てた。すなわち、反対異論にアウグステイヌスとアンセルムスの見解をおいたスコトウスには、明確な意図があつたと考えられる。

四 「無原罪の宿り」の視覚化——その意図と機能

アウグステイヌスとアンセルムスを指示した注文主の意図が「スコトウスの立論の視覚化」であることは、描くべき人物にスコトウスを指定した事実が裏付けている。すなわち、中央に跪く人物としてスコトウスが描かれなければ本来の趣旨は実現されないのである。⁽⁴⁸⁾

この人物設定から、本作はフランチエスコ会が擁護した「無原罪の宿り」の神学的解釈の視覚化を目的とし、シクストウス四世が公認したスコトウスの論考に裏付けられた教理の正当性を誇示する意図のもとに形成されたものであると考えられる。おそらく背後には、「無原罪の宿り」を擁護し、「無原罪の宿り」の祭日の公認に努めたシクストウス四世の功績を讃える目的もあつたと考えるべきであらう。

ろう。哲学者であり神学教授でもあったシクストゥス四世が最も尊敬した哲学者はスコトゥスであり、教皇の理解はスコトゥスに全面的に従つていたからである。⁽⁵⁰⁾

制作された一六世紀前半がフランチエスコ会とドメニコ会の「無原罪の宿り」をめぐる神学論争の最中であったという時代背景からは、本作にはスコトゥスという論理的な後ろ盾を得たフランチエスコ会の、「無原罪の宿り」におけるドメニコ会に対する勝利の意味も含まれていたと考えられる。そのため、本作にフランチエスコ会のプロパガンダとしての機能が存在したことは否めないだろう。

確かに本稿が試みた方法は、神学的要素に偏重した過剰解釈に陥る危険も考慮せねばならない。しかし、本作のように文書記録に助けを求める图像は、本来の制作意図を明らかにするために契約書に沿つて考察することが重要であり、本稿はその試みの一つである。我々は图像を通して時代を見、ことばを介して時代を知り、教理史全体を眺める。それゆえ、图像は時代の様々な条件の複合体として見るべきであると考えるからである。

最後に、「無原罪の宿り」の視覚化がなぜ必要とされたのかについてふれておきたい。

そもそも、宗教においてイメージが教育的機能をもたらしてきたことは広く認められている。その意義は、「図像は読むことができない人々にとって文章の代わりをする」との教皇グレゴリウス一世（在位、五九〇—六〇四）のことばに確認される。⁽⁵¹⁾ 例えば、アウグスティヌスは「目がはたらく時はいつでも形態を通してはたらき、心がはたらく場合にもちようどその形態に相応するようなイメージによる」と語る。全てがキリスト教に覆われていた中世という時代に生きた人々のプリミティブな思考様式については、『中世の秋』で語られたホイジンガのことばに明確である。

中世においてはイメージの一つ一つが全体を包括する象徴主義の巨大な思想体系のうちにはめこまれ、いかなる事物もその意味は、存在の糸をたどればかならず彼岸の世界につながると考えられていた。事物すべてを神のうちに見、すべてを神に帰せしめるとき、人々はごくあたりの事柄のうちに優れた意味の表れをよみとる。⁽⁵²⁾

従つて、「無原罪の宿り」を広く伝えていくためには、

信徒の理解を促し記憶にとどめる必要があり、伝える側は「視覚化」という中世の人々の思考形成に最も敵った方法で教理を掲げる必要があった。それは、図像を用いてマリアの非無原罪性を主張したドミニコ会においても同様であり、その結果として視覚上の競合も生まれた。このように、中世において図像芸術は一定の社会的機能を果たしていたのである。

おわりに

「無原罪の宿り」の教えは広く人々に共有されながらも、神学といふごく限られた知識階級にのみ門戸の開かれた解釈が混在している。その中で、長きに亘り「無原罪の宿り」の教理史を形作ってきた議論という行為が、「無原罪の宿り」図像として視覚化されたことは非常に興味深い。

本稿が取り上げた作品は、「無原罪の宿り」の正当性を掲げたフランチエスコ会のプロパガンダとしての性格が強く、「教える」という図像本来の機能から逸脱した性格が認められることは否定できない。教理のような抽象的な概念が説明される場合、伝える側はモティーフの組み合わせ

やコンテクストの違いにより多様な意味解釈を与える。それこそが図像のもつ力である反面、本来の機能からかけ離れ、正統な教えを歪め、異端的性格を含みうる場合もある。

従つて、受容者は、作品に込められた意味を正しく見極める必要がある。すなわち、作り出す者に伝える役割がもたされているように、受け取る者はそれにふさわしい態度を養い、聖なるものに与るという目的に達する条件を備えなければならない。そのことを、皮肉にも「無原罪の宿り」図像は我々に「教えて」くれていいのではないだろうか。

(日本学術振興会特別研究員DC・早稲田大学博士後期課程)

註

(1) 「無原罪の宿り」は、一八五四年一二月八日の大勅書「イネフアビリス・デウス (Ineffabilis Deus)」において、教皇ピウス九世により正式な教理として宣言された。「人類

の救い主キリスト・イエズスの功績を考慮して、処女マリアは全能の神の特別な恩恵と特典によって、その懷胎の最初の瞬間において、原罪のすべての穢れから、前もって保護されていた』H・ディンツィンガー、A・シェーンメツツァー『カトリック教会文書資料集』(改訂版)、浜寛五郎訳、エンデルレ書店、一九八八年。しかし、あくまでもカトリック教会に限定された教えであり、プロテスタン트教会においては一般に否定されている。また、東方諸教会は、マリアが終生処女であつたところに罪の宿り」は認めていない。

(2) 久松英二『ギリシア正教 東方の智』、講談社、一九〇一―九年、一三七一―三八頁、森安達也『東方キリスト教の世界』、山川出版社、一九九一年、一〇一―一〇一頁。処女懷胎とは別に、マリアが終生処女であったとの信仰は古代教会における禁欲主義の風潮と関係しているといわれ、五世紀には一般化した。四世紀のアレクサン드리亞主教アタナシオスはこれを「アエイバルテノス」(永遠の処女)といふべしとまで表現した。

(3) アウグスティヌス『結婚と欲情について (De Nuptiis et Concupiscentia)』I, 12, PL 44, 421.

(4) アウグスティヌス『自然本性の恩寵 (De natura et gratia)』c.36, n.42, PL, 44, 267.

(5) 東方教会は、八世紀頃から一二月九日をマリアの母マリナの懷胎の祭日として祝っていた。上智学院新カトリック大辞典編纂委員会『新カトリック大事典』第四卷、研究社、一九〇九年、「無原罪の聖マリアの祭日」(宮越俊光)を参考とした。九世紀中頃にナポリで作成された典礼暦には、処女マリアの聖なる懷胎といふ記載が残されていた。M. Levi D'Ancona, *The Iconography of the Immaculate conception in the Middle Ages and Early Renaissance*, New York, 1957, p.12.

(6) ティベスは『神学大全』第三卷第三部第二十七問において、マリアの受胎の祭日にに対する見解を示している。

(7) A. B. Wolter, B. O'Neill, *John Duns Scotus Mary's Architect*, Illinois, 1993, p.67.

(8) 「聖化」(ologia)の受胎の祭日が默認されている事実があるならば、祝われる対象は聖なるものでなければならぬという理由からマリアの懷胎に関して使われた言葉であり、最初にペールズのアレクサンデルが使つたとされてゐる。Ibid., pp.56-57. また、ティベスは、「聖化」とは原罪からの清めに他のなんらか意味である。

(9) Si nunquam anima Beatae Virginis fuisse contagio originalis peccati inquinata, hoc derogaret dignitati Christi, secundum quam est universalis omnium Salvator. Et ideo sub Chirsto, qui salvari non indiguit tanquam universalis Salvator, maxima

fuit Beatae Virginis puritas... (S.Thomae Aquinatis, *Summa Theologiae*, III, q.27, a.3.) (以下、ST と表記する) 尚、ラ

チハ語版は Marietti, Torino, 1986 を使用した。邦訳は、「神学大全」(1911)、稻垣良典訳、創文社、1907年を用いた。

(10) 一五四六年六月一七日、トリエント公会議第五総会、「原罪についての教令」。

(11) シクストゥス四世は、一四七七年（教皇庁記載年は

一四七六年）、教皇によるマリアの無原罪懐胎を支持する最初の公的決議となる教書により、一二月八日の「無原罪の宿り」の祭日を公認した。また、一部は教皇が記し

たと伝えられるレオナルド・デ・ノガロリスの聖務日課とミサを採用、スコトウスの意見に自由に従うことを認め、一四八〇年にはフランチエスコ会士の朗誦目的で作成されたベルナルディーノ・デ・ブスティのミサを公認

した。これら一連の行動は、更なる論争の激化を招いたため、教皇は、一四八二年と一四八三年の二度に亘る教皇令により、スコトウスの意見を公認し、マリアのお宿りの祭日を公に祝うことをやだめ、この教えを述べる者を異端として破门とするなどを禁じた。

(12) 拙稿「無原罪の宿り」の視覚化——図像と神学の関係と機能をめぐって」、『WASEDA RILAS JOURNAL』第11号、110—115年、171—181頁。

(13) D'Ancona, *op.cit.*, p.70. ダンコーナは、議論に描かれる人

物として、アテン四大教父とアンセルムス、クレルヴォーのベルナルドゥスを挙げている。

(14) 筆者の調査と分析によれば、ムメニッカ会の聖堂に「議論」図像は確認できない。また、図像がトスカーナ州とエミリア・ロマーニャ州に集中して制作された理由については、「美術史研究」第五五冊、早稲田大学美術史学会（刊行予定）において論じた。

(15) M. Tazartes, "Nouvelles perspectives sur la peinture lucquoise du Quattrocento", *Rene de l'Art*, 75 (1987), p.36.

(16) 「王國中全ての民族に知られたいふいふどすが、王宮の奥におられる王様にお召しまないのに近づくものは、男であれ女であれ命はないのです。ただし、王様が金の笏を差し伸べられた者に限り、死を免れるのです。」「エヌテル書」四・一 (新共同訳)

(17) D'Ancona, *op.cit.*, p.30; ハーモール・マール『中世末期の図像学』上、田中仁彦他訳、国書刊行会、11000年、1114—11111頁。ヒステルとマリアとの類比は、「貧者の聖書 (Biblia Pauperum)」に確認される。「貧者の聖書」は、新約の主題に対しても旧約の物語の挿絵とテキストが添えられており、平信徒の指導書として、また、聖書を買うことが困難な者を援助する目的で一一世纪後半から一二世纪に作られ、一四世纪の『人間救済の

鏡 (*Speculum Humanae Salvationis*)】と共に図像の源泉として用いられた。その中には「聖母戴冠」と共に「アルタクセルクセスによる王妃エステルの戴冠」「ソロモンによるバト・シェバの戴冠」が描かれている。マールはこれを模倣した作例として、一五世紀末のサンス大聖堂宝物庫のタペストリーを指摘している。

(18) F. Della Rovere, *L'orazione della Immacolata*, a cura di D.

Cortese, Padova, 1985. 「アグスティヌス四世は、教皇登位以前の一四四八年一二月八日、「無原罪の宿り」の祭日にパドヴァの司教ダンドロにより執り行われた説教のための原稿を用意し、その中でエステルとマリアを重ねて」²⁰。

(19) A. Dallai, "Orazione e pittura tra propaganda e devozione al tempo di sisto IV: Il caso della madonna della Misericordia di Ganna," *Revue Mabillon*, 69 (1997), pp.237-262; 斎藤泰弘

「若穂の聖母」の図像の神学的解説序説——口ハムへの聖母は無原罪の宿りを表現してゐるのか否かをめぐって」、『イタリア学会誌』第四五号、一九九五年、二五一五一頁。本作に關しては、前掲拙稿の中や「無原罪の宿り」図像の一部として触れた。

(21) «non putto esse verum amatorem Virginis qui celebrare resputit festum sue conceptionis»

(22) 斎藤、前掲論文、一九頁。

(23) D'Ancona, *op.cit.*, p.12. 祭口せ、イシグロハシには 11 世

紀頃ベネディクト会の修道士によりナポリから伝えられたが、一〇六六年のノルマン侵攻の際、征服王ウイリアムにより異教の習慣であるとして廃止された。

(24)

二〇世紀になりイエズス会のサーストン、レイイターによりエアドメルスの著作であることが確定された。矢内義顯訳『中世思想原典集成——修道院神学』第一〇巻、上智大学中世思想研究所編、平凡社、一九九七年、七〇—

七三頁所収。

(25)

本稿第三章で述べるスクトゥスの『オルディナチオ』異論部分。アンセルムスは『なぜ神は人となられたか』第二卷一六章で「彼女もアダムのうちに罪を犯したのですから、彼女は原罪をもつて生まれて来たのです」と述べてゐる。

(26)

«In celo qualis est pater talis est filius, in terra qualis est mater talis secundum carnem est filius»

(27)

ペトロウスは本間にについて、『オックスフォード講義録 (Opus Oxoniense)』他、『ペリ報告 (Reportatione Parisiensis)』に及シテ講義を行つてゐる。

(28)

«Videtur probabile quod excellentius est attribuere Marie»

(29) ...quae ostensa sunt possibilia esse, factum sit, Deus novit; si auctoritati ecclesiae vel auctoritati scripturae non repugnet,

videtur probabile, quod excellentius est attribuere Mariae.

(*Ordinatio*, III, d. 3, q. 1) (云々「Ord. 云々説論トヘ」) 11トヘ

語は、B. Ioannis Duns Scoti, *Ordinatio Liber tertius, Opera Omnia*, IX, Roma, Quaracchi, 2006 を使用した。邦訳は、阿部善彦、福田淑子、村上寛「ズウハス・スコムラス『命題集註解』第三卷第三回分第一問（マリアの無原罪の宿りじのコト）」、『ロギツカバ・ミコスティカバ』第一巻、110-111年、115-116回頁を引用した。尚、傍点は執筆者による。

(30) ジヤノ＝クローネ・ハサウエー『中世の身ぶり』松村剛訳、みすず書房、一九九六年、110-111回頁。

(31) 異論に対し、ストーカスは10の解答を与えている。

(32) アウグスティヌスではなく、フルゲンティウス (Fulgentius) 「マルベに對する信仰論 (*De fide ad petrum*)」n.69 [c. 26] (CCL 91A, 753; PL, 40, 774); クルセバ・ロハベルヌウベ (Petrus Lombardus) 「命題集 (*Sententiae*)」II, d. 30 c. 7 n. 4 (SB IV 499). (ノ)の書は、同箇所では間違ひ、マルセイノのケナハド・イウス (Gennadio Massiliensis) 「教会の諸教義について (*De ecclesiasticis dogmatibus*)」(ノ) (PL 58, 979-1000).

(33)

アウグスティヌス『福音書注解 (In Iohann. Evangelium)』, tr. 4 n. 10 (CCL 36, 36; PL, 35, 1410) : «Solutus ergo ille Agnus qui non sic venit: non enim in iniuitate conceptus est»

(34) ドハセルムス『神はなぜ人間になられたか (Cur deus homo)』II, c. 16 (ed. Schmitt, Anselmi Opera Omnia, II, 116; PL, 158, 416) «Virgo... ipsa, unde assumptus est [Christus], in iniquitatibus concepta est et in peccatis concepit eam

mater eius et cum originali peccato nata est, quoniam et ipsa in Adam peccavit, in quo omnes peccaverunt». ノマムモリの人の懷妊そのものは清いもので、肉体的快樂の罪を伴わないが、彼を生んだ処女自身は罪過の内にはまられ、彼女をその母は罪の内にはらみ、アダムの内で全てが罪を犯したが、彼女もアダムの内に罪を犯したのやすから、彼女は原罪を持って生れできたのです。(ドハセルムス全集) 古田謙訳、聖文舎、一九八〇年)

(35) *Ord.* III, d.3, q.1.

(36) アハヤルマス『処女懷胎と原罪について (De conceptione virginali et de originali peccato)』c.18 (ed. Schmitt, Anselmi Opera Omnia, II 159; PL, 158, 451) ノム、Co. ノ表記や¹²⁰。

(37) *Ibid.*, c.18. «Decuit ut ea puritate Virgo niteret qua maior sub Deo nequit intelligi»; posset autem intelligi 'pura innocentia' sub Deo, qualis fuit in Christo. (*Ord.* III, d.3, q.1)

(38) 尾具徹『ドハセルムス・トクイナス』日本基督教団出版部、一九六一年、171-172回頁。

(39) Co., 23: II 164, 30-32.

(40) *Ibid.*, 7: II 149, 6-9.

(41) Immo excellentius beneficium est praeservare a malo, quam permittere incidere in malum, et ab eo postea liberare.

Videtur etiam quod, cum Christus multis animabus meruit gratiam et glorian, et pro his sint Christo debitores ut mediatori, quare nulla anima erit ei debitrix pro innocentia?

(*Ord. III, d.3, q.1.*)

(42) 〔ヘ〕五四年の大勅書に「全能の神の特別な恩恵と特典」に「〔ヘ〕」と〔ハ〕文言が使用された。

(43) ergo Christus non perfectissime placat Trinitatem pro culpa contrahenda a filii Adae, si non praeveniat ut alicui Trinitas non offendatur et nisi anima alicuius filii Adae non habeat culpan talen... (*Ord. III, d.3, q.1.*)

(44) *ST, II-1, q.81, a.3; ST, III, q.79, a.3.*

(45) ...convivificavit nos Christo, cuius gratia sumus salvi facti.

(*Eph. 2, 3-5.*) Haec igitur Christi gratia, sine qua nec infantes nec aetate grandes salvi fieri possunt, non meritis redditur, sed gratis datur, propter quod gratia nominatur. "Iustificati", inquit, "gratis per sanguinem ipsius" (*Rom. 3, 24.*) (*Ord. III, d.3, q.1.*)

(46) *Ca., 18: II 159, 23-25.*

(47) 〔ヘ〕・マリカノ『キリスト教の伝統 教理発展の歴史—教會教理の改革 (1110-1700年)』第四卷、鈴木赳記、教文館、1100七年、一一九頁。

(48) フランチエスコ奈や、クールバのアレクサンデルやボナヴァンテウラは、ヘーメスと同じ解釈から「無原罪の宿り」を否定した。

(49) なゼペレヴァの聖アンヌニウスに変更されたのかについては、拙稿「ザインチョンツオ・フレティアー」作《無原罪の宿り》——图像変更の意図をねべて」、『WASEDA RILAS JOURNAL』第五歩、1101七年、1111九—1111九頁、じねこで語った。

(50) M. Hollingsworth, *Patronage in Renaissance Italy*, London, 1994, pp.323-324.

(51) ハルマヘル、前掲書、11111頁。

(52) アウグスティヌス『告白』II、三田晶詔、中央公論新社、1101四年、八頁。第七卷第一章において語られてる。

(53) カイシハガ『中世の秋』II、堀越孝一訳、中央公論新社、1100一年、七二一頁。

(54) 議論から行為を描く」とが、なぜ「無原罪の宿り」を意味するかに繋がるのかについては、「美術史研究」第五五集、早稲田大学美術史学系(刊行予定)において語った。

*本稿は、1101六年六月二十五日に開催された第一五六回 教父研究会(於東京大学駒場キャンパス)における口頭

発表を基にしたものである。発表では、「無原罪の宿り」の視覚化について図像と神学の関係から述べたが、その内容の一部を取り上げ、加筆修正したものである。尚、図版は全て筆者撮影による。

*本研究は、日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号16J1321）の助成をうけたものである。